

# ハラスメント防止のための指針

蕨市社会福祉協議会  
蕨市第一地域包括支援センター  
令和6年3月31日制定

当事業所は、利用者に対して安定したサービスを提供するため、職場及び訪問先・利用者宅におけるハラスメント防止のための本指針を定める。

## 1 ハラスメント防止に関する基本的考え方

本指針におけるハラスメントとは、下記を言う。

### (1) 職場におけるハラスメント

蕨市社会福祉協議会ハラスメント防止指針に基づく

### (2) 訪問先・利用者宅でのハラスメント

#### ○ パワーハラスメント

- ① 身体的暴力を行うこと
- ② 違法行為を強要すること
- ③ 人格を著しく傷つける発言を繰り返し行うこと

#### <具体例>

- ① 強く叩いたり、身体的暴力をふるう
- ② 威圧的な態度で暴言を繰り返す(大声を出す)
- ③ 机や椅子などを叩いたり蹴ったりする
- ④ 書類を破る
- ⑤ 制度上認められていないサービスを強要する
- ⑥ サービス提供上(契約上)受けていないサービスを繰り返し要求する
- ⑦ あるいは「他のスタッフはやってくれた」など他者を引き合いに出して強要する
- ⑧ 人格を否定するような発言をする
- ⑨ 身体や性格の特徴をなじる
- ⑩ からかいや皮肉をしつこく言う
- ⑪ 差別的な発言をする

#### ○ セクシュアルハラスメント

- ① 利益・不利益を条件にした性的接触または性的要求をすること
- ② 性的言動により、サービス提供者に不快な念を抱かせる環境を醸成すること

#### <具体例>

- ① 食事やデートへの執拗な誘い
- ② 性的な関係を要求する

- ③ 会社や管理者へのクレームなどをちらつかせて誘いをかける
- ④ サービス提供上、不必要に個人的な接触をはかる(体に触れてくる)
- ⑤ 繰り返し、性的な電話をかけたリ、他者に対して吹聴する
- ⑥ サービス提供中に胸や腰などをじっと見る
- ⑦ 性的冗談を繰り返したり、しつこく言う
- ⑧ 握手した手を離さない
- ⑨ 匂いを嗅ぐ
- ⑩ 体をぴったりくっつける
- ⑪ 猥褻な動画を流す、見るように強要する
- ⑫ 猥褻な本や動画を見えるように置く

## 2 ハラスメント対策

### (1) 従業者

ハラスメント防止を徹底する定期的な研修を実施する。

### (2) 利用者・家族

契約時等にハラスメントについて説明する。

## 3 ハラスメントに関する相談窓口と対応

### (1) 事業所におけるハラスメントに関する相談担当者は次の者を置く。

相談担当者 五十嵐樹里奈

相談担当者は、公平に相談者だけでなく行為者についてもプライバシーを守り対応する。

### (2) 従業者は、利用者・家族からハラスメントを受けた場合、相談担当者に報告・相談する。相談担当者と管理者は、必要な対応を行う。

### (3) 相談担当者と管理者は、被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で訪問対応させない等)を行う。

### (4) 相談担当者と管理者は、相談や報告のあった事例について問題点を整理し、被害防止のため、状況に応じた取組を行う。

## 4 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。